

株主各位

証券コード 2286  
2022年6月9日  
山口県下関市大和町二丁目4番8号  
林兼産業株式会社  
取締役社長 中部 哲二

## 第83期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、当社第83期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、株主総会当日のご来場は極力お控えいただき、書面による事前の議決権行使をいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいますようお願い申し上げます。同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示いただき、2022年6月24日（金曜日）午後5時30分までに到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1. 日 時 2022年6月27日（月曜日）午前10時
2. 場 所 山口県下関市大和町二丁目4番8号  
当会社本店4階ホール（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）
3. 株主総会の目的である事項
  - 報告事項
    1. 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）事業報告の内容、連結計算書類の内容ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
    2. 第83期（2021年4月1日から2022年3月31日まで）計算書類の内容報告の件
  - 決議事項
    - 第1号議案 剰余金の処分の件
    - 第2号議案 定款一部変更の件
    - 第3号議案 取締役9名選任の件
    - 第4号議案 監査役1名選任の件

以 上

- ◎新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、次ページをご確認くださいよう、お願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産の配布はしていません。

- ◎当日ご出席の際には、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- ◎招集通知添付書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」および計算書類の「個別注記表」につきましては、法令および当社定款第16条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hayashikane.co.jp/ir/library/meeting/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。従いまして、本招集ご通知添付書類の連結計算書類および計算書類は、会計監査人および監査役会が監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であります。
- ◎招集通知添付書類および株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hayashikane.co.jp/ir/library/meeting/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

## 新型コロナウイルス感染防止の対応について

新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、以下の対応を取らせていただきますので、ご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

### 1. 当社の対応について

- ・株主総会に出席する役員ならびに運営に関わるスタッフは、検温等を含めて体調を確認したうえで参加いたします。また必要に応じてマスクを着用させていただきます。
- ・会場内スペース（座席等）につきましては、余裕を持って配置する予定でございます。

### 2. ご来場いただく株主様へのお願い

- ・株主総会にご来場いただく株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、ご無理のないようお願い申し上げます。また、基礎疾患のある方や体調のすぐれない方は、ご出席をお控えください。
- ・株主総会会場ではマスクの着用をお願いいたします。
- ・受付前に用意したアルコール消毒液による手指の消毒をお願いいたします。
- ・体調不良と見受けられる株主様には、入場をお控えいただく場合がございますので、あらかじめご了承ください。
- ・開催時間を短縮することから、議場における報告事項の詳細な説明を省略させていただきます。株主様におかれましては、事前に招集ご通知にお目通しいただきますようお願い申し上げます。

本総会会場において感染防止対策を徹底いたしますが、感染リスクを完全に排除することはできません。総会当日までの感染拡大の状況や政府の発表内容に応じて、ご自身および周囲への感染防止のために慎重なご判断をお願い申し上げます。また、今後本対応に追加すべき事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://www.hayashikane.co.jp/>) に掲載させていただきます。

(添付書類)

## 事業報告

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

### 1. 企業集団の現況に関する事項

#### (1) 事業の経過およびその成果

当連結会計年度のわが国経済は、新型コロナウイルス感染症による経済停滞に加えて、ロシアによるウクライナ侵攻が始まり、先行きが非常に不透明な状況が続きました。食品業界におきましては、長引く外食需要の低迷など依然として厳しい経営環境が続きました。

このような状況のなか、当社グループは「新中期経営計画<挑戦> challenge2022」(2021年3月期～2022年3月期)のもと、基本方針である「成長投資の推進」「事業ポートフォリオの検討」「財務健全性の強化」「コーポレートガバナンスの強化」に沿った諸施策により、経営資源の選択と集中による構造改革を進めて収益基盤の改善を図るとともに、安定的な利益確保に向けた構造強化を図り、持続的な事業発展を目指してまいりました。

当連結会計年度の当社グループの売上高は、肉類および養魚用飼料の販売数量が減少したことにより、403億89百万円(前期は443億66百万円)となりました。損益面におきましては、水産物相場が堅調に推移したことや採算性を重視した取引に努めたことにより営業利益は7億28百万円(前期比18.3%増加)、経常利益は9億16百万円(前期比8.0%増加)となりました。親会社株主に帰属する当期純利益は、前期に計上した特別利益(固定資産売却益)の反動により前期比45.2%減少の7億7百万円となりました。

なお、「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しているため、経営成績に関する説明の売上高については前期比(%)を記載せずに説明しております。これによる売上高の減少額は18億10百万円でした。

当連結会計年度の各事業別の状況は、次のとおりです。

なお、当連結会計年度の期首より、従来の「水産・機能食品事業」「畜産食品事業」を統合して「機能・食品事業」といたしました。前期比については、前連結会計年度の事業区分を当連結会計年度の事業区分に組み替えて比較しております。

### **機能・食品事業**

魚肉ねり製品におきましては、中国向け輸出の落ち込みや国内販売の低調な推移により、販売数量が減少いたしました。

機能性食品におきましては、機能性食品素材の国内向け販売が落ち込んだことにより、販売数量が減少いたしました。

ハム・ソーセージ等食肉加工品におきましては、長引く外食需要の低迷により、販売数量が減少いたしました。

肉類におきましては、豚肉の量販店への販売が低調に推移したことにより、販売数量が減少いたしました。

調理食品におきましては、前期の巣ごもり需要の反動により、販売数量が減少いたしました。

なお、収益認識に関する会計基準等を適用したことによる売上高の減少額は、10億52百万円でした。

これらにより、売上高は216億8百万円（前期は244億42百万円）となり、前期を下回る結果となりました。損益面におきましては、肉類の利益率改善があったものの魚肉ねり製品の販売数量が減少したことによりセグメント利益（営業利益）は3億51百万円（前期比2.7%減少）となりました。

### **飼料事業**

養魚用飼料におきましては、養殖魚の在池量が減少したことにより、販売数量が減少いたしました。

水産物におきましては、取り扱い量が減少いたしました。

畜産用飼料におきましては、原材料価格高騰に対応した価格改定により、販売単価が上昇いたしました。

なお、収益認識に関する会計基準等を適用したことによる売上高の減少額は、7億57百万円でした。

これらにより、売上高は169億36百万円（前期は176億22百万円）となり、前期を下回る結果となりました。損益面におきましては、水産物相場が堅調に推移したことによりセグメント利益（営業利益）は11億50百万円（前期比26.4%増加）となりました。

## 事業別売上高

事業別	金額 (百万円)	構成比 (%)	前期比増減 (%)
機能・食品事業	21,608	53.5	—
飼料事業	16,936	41.9	—
その他	1,844	4.6	△19.9
計	40,389	100.0	—

## (2) 設備投資等の状況

当連結会計年度において実施いたしました設備投資等の総額は8億61百万円であり、その主なものは、下関食品工場の改修工事や製造設備の更新に係るものであります。

## (3) 資金調達の状況

当連結会計年度中において、グループとして重要な資金調達は行っておりません。

## (4) 対処すべき課題

当社を取巻く原料事情は、今後も厳しい状況が続くものと思われまます。かねてからの原材料価格高騰に加え、深刻化するウクライナ情勢や急激に進む円安で更なる価格高騰が避けられない状況にあります。魚肉ねり製品の主原料であるすり身、食肉加工品の主原料である豚肉、配合飼料の主原料である魚粉・穀物などは、相場変動により収益を圧迫する要因となります。

このような状況のなか、当社は前中期経営計画において、将来を見据えた磐石な事業基盤の確立を目指して事業再編など構造改革を推し進め、指標とした「自己資本比率 30%以上」「ネットD/Eレシオ 1.0以下」を達成いたしました。しかしながら、長引く新型コロナウイルス感染症拡大の影響から外食需要が低迷するなど、計画2年目においては売上高・経常利益ともに当初計画値を下回る結果となりました。

当社は厳しい経営環境に対応するため、2022年3月に当社グループの組織再編を行いました。連結決算において「その他の事業」にあたる林兼コンピューター株式会社（情報処理事業）と林兼冷蔵株式会社（冷蔵倉庫事業）の株式の全部または一部を譲渡することで両社を連結の範囲から除外し、当社の主要な事業への経営資源集中を推し進め、事業ポートフォリオの適正化を図りました。さらに、株式譲渡代金を当社グループの財務改善や今後の事業展開に活用することとしております。

当社グループは本年4月から「中期経営計画<挑戦> Phase II <<challenge2024>>」(2023年3月期~2024年3月期)を新たにスタートさせました。これまでの中期経営計画と同様に変化を恐れぬ挑戦を継続し、経営資源の更なる選択と集中による構造改革を推し進めて収益力をより強固なものにするとともに、環境負荷の軽減(温室効果ガス排出量削減や地球温暖化対策)に努めるなど、事業活動を通じてSDGsの達成に貢献することを目指してまいります。また、当社は本年4月に「機能・食品事業」を「食品事業」に改称いたしました。今後は食品事業と飼料事業に注力し、両事業セグメントにおいて、原料相場等の事業環境の変化に耐えうる事業基盤の確立を目指し、以下のテーマに取り組んでまいります。

## 食品事業

魚肉ねり製品においては、コロナ禍の影響で販売数量が減少するなか、売上拡大に向けて取り組みを強化いたします。介護食や和菓子は新商品を発売するなどにより売上が伸びており、委託給食会社の新規開拓などに努めて更なる販売拡大を目指します。機能性食品素材の「エラスチン」・「ヒシエキス」・「アスコフィラン」については、エビデンス拡充による製品優位性を維持しつつ、海外展開など販路拡大に注力してまいります。

食肉部門においては、事業の中心である霧島黒豚の飼料・養豚・と畜・加工の当社グループ各部門の連携強化による「食肉供給体制の最適化」に引き続き取り組みます。販売部門においては、ブランド戦略に基づく付加価値商品開発、EC市場や輸出など市場開拓を進めます。生産部門においては、生産体制再編による効率化、機械化と省人化を推進するほか、黒豚農場における食品安全・品質確保に係る国際認証取得を進めてまいります。

## 飼料事業

養魚用飼料においては、海外輸出やマグロ用飼料が大幅に伸張しており、引き続き輸出拡大や大手養殖場への取り組みを強化するとともに、低魚粉飼料の開発、難治性魚病の治療法開発や栄養性疾病の対策確立にも努めてまいります。畜産用飼料においては、霧島黒豚のコストダウン、肉質改善に有効な飼料開発に取り組んでまいります。

新型コロナウイルス感染症は未だに収束には至らず、当社においても外食産業向け売上の低迷、営業活動の停滞など今後も当社グループの事業活動へ影響を及ぼすことも想定されます。ウィズコロナの社会経済活動に適応した事業運営の構築に挑戦することで、適時適切な対応を実施しながら各課題を解決し、その影響を最小限に留めるよう努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援とご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

### (5) 財産および損益の状況の推移

区 分	第 80 期 (2018年度)	第 81 期 (2019年度)	第 82 期 (2020年度)	第 83 期 (当連結会計年度) (2021年度)
売 上 高(百万円)	44,401	45,175	44,366	40,389
経 常 利 益(百万円)	1,275	1,288	848	916
親会社株主に帰属 する当期純利益(百万円)	864	874	1,291	707
1株当たり当期純利益(円)	97.15	98.25	145.25	80.57
総 資 産(百万円)	30,129	29,683	28,661	26,492
純 資 産(百万円)	8,655	8,601	10,239	9,768
1株当たり純資産(円)	878.12	874.61	1,058.83	1,110.97

(注)「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度より適用しております。

## (6) 重要な親会社および子会社の状況

- ① 親会社との関係  
該当事項はございません。

### ② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	出資比率	主要な事業内容
キリシマドリームファーム株式会社	100 <sup>百万円</sup>	100%	黒豚の育成・販売
林兼フーズ株式会社	10	100	食料品の製造・販売
都城ウエルネスミート株式会社	10	100	と畜業
有限会社平安海産	10	100	水産物の処理・加工
有限会社桜林養鰻	3	100	水産物の育成・販売
太幸物産株式会社	10	100	飼料の製造・販売

- (注) 1. 連結子会社は上記の重要な子会社6社、持分法適用関連会社は3社であります。  
2. 太幸物産株式会社につきましては、2021年12月17日に株式を取得し、連結子会社となりました。

## (7) 主要な事業内容

事業セグメント	主要な事業内容
機能・食品事業	魚肉ねり製品、機能性食品、食肉加工品および肉類などの製造・販売
飼料事業	飼料の製造・販売および水産物の販売

## (8) 主要な営業所および工場

- ① 当社本社 山口県下関市  
② 生産拠点 当社下関食品工場・下関飼料工場・長府工場（山口県下関市）  
当社都城工場（宮崎県都城市）  
キリシマドリームファーム(株)・都城ウエルネスミート(株)（宮崎県都城市）  
林兼フーズ(株)（山口県下関市）  
(有)平安海産（熊本県天草市）  
(有)桜林養鰻（鹿児島県志布志市）  
太幸物産(株)（鹿児島県肝属郡）  
③ 営業拠点 東京、大阪、宮崎

### (9) 従業員の状況

従業員数		前期末比増減数
機能・食品事業	300名	3名減
飼料事業	120名	8名増
その他	1名	111名減
全社(共通)	51名	5名増
合計	471名	101名減

- (注) 1. 従業員数は就業人員数であり、臨時雇員（期中平均雇用人員328名）およびグループ外への出向者（4名）は含んでおりません。
2. 全社（共通）と記載している従業員数は、セグメント別に区分できない部門に所属しております。
3. 「その他」の前期末比減少数111名の主な理由は、前連結会計年度末において連結子会社であった林兼コンピューター株式会社および林兼冷蔵株式会社の株式を2022年3月31日付で発行会社に譲渡し、連結範囲から除外したことによるものです。

### (10) 主要な借入先

借入先	借入金残高
	百万円
株式会社山口銀行	2,578
株式会社広島銀行	1,395
株式会社十八親和銀行	1,118
株式会社日本政策金融公庫	1,075
株式会社三菱UFJ銀行	541

## 2. 会社の株式に関する事項

- |                |                   |
|----------------|-------------------|
| (1) 発行可能株式総数   | 20,000,000株       |
| (2) 発行済株式の総数   | 8,910,000株        |
| (3) 当事業年度末株主数  | 5,843名(前期末比105名減) |
| (4) 単元株式数      | 100株              |
| (5) 大株主(上位10名) |                   |

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
	千株	%
公益財団法人中部財団	751	8.54
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	725	8.25
マルハニチロ株式会社	565	6.43
株式会社恵比須商会	426	4.84
三井物産株式会社	375	4.26
株式会社松岡	360	4.09
日本生命保険相互会社	255	2.90
株式会社十八親和銀行	253	2.87
損害保険ジャパン株式会社	214	2.43
株式会社日本カストディ銀行(信託口)	179	2.04

(注) 持株比率は自己株式(117,190株)を控除して計算しております。

### (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況

区分	株式数	交付対象者数
取締役(社外取締役を除く)	28,600株	6名

(注) 当社の株式報酬の内容につきましては、後記「3. 会社役員に関する事項(4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額」に記載しております。

### 3. 会社役員に関する事項

#### (1) 取締役および監査役の氏名等 (2022年3月31日現在)

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取締役社長 (代表取締役)	中 部 哲 二		(株)恵比須商会取締役会長
専務取締役	岡 本 伸 孝	機能・食品事業部長	
常務取締役	三 代 健 造	飼料事業部長	(有)桜林養鰻代表取締役社長
取 締 役	岩 村 修 二		T & K 法律事務所弁護士 (株)リケン社外取締役 (監査 等委員) キャノン電子(株)社外監査役
取 締 役	牟 田 実		(有)食と生活ラボ取締役社長
取 締 役	山 尾 哲 之		
取 締 役	高 田 啓 吾	総務部担当兼人事部担当兼 品質保証部担当	
取 締 役	宮 崎 一 郎	経営企画室長兼経理部担当	
取 締 役	平 野 齐	機能・食品事業部副事業部長 兼食品マーケティング部長	林兼フーズ(株)代表取締役社長
常任監査役	山 本 昌 信	(常勤)	
監 査 役	川 崎 哲 彦		
監 査 役	桑 原 望		桑原社会保険労務士事務所所長
監 査 役	三田村 知 尋		

- (注) 1. 取締役岩村修二、牟田実、山尾哲之の各氏は、社外取締役であります。  
 2. 監査役山本昌信、桑原望、三田村知尋の各氏は、社外監査役であります。  
 3. 監査役山本昌信氏は、金融機関における長年の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 4. 監査役三田村知尋氏は、長年にわたる財務・経理業務の経験があり、財務および会計に関する相当程度の知見を有しております。  
 5. 取締役岩村修二、牟田実、山尾哲之、監査役桑原望の各氏は、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員であります。  
 6. 当事業年度中の役員の異動は、次のとおりであります。  
 (1) 2021年6月28日開催の第82期定時株主総会において、山尾哲之および平野斉の両氏は新たに取締役に選任され、就任いたしました。

取 締 役 平 野 斉 機能・食品事業部副事業部長兼食品マーケティング部長

- (2) 取締役の担当の異動

2021年4月1日 専務取締役 岡本伸孝 機能・食品事業部長  
 2021年4月1日 常務取締役 三代健造 飼料事業部長  
 2021年4月1日 取 締 役 高田啓吾 総務部担当兼人事部担当兼品質保証部担当  
 2021年4月1日 取 締 役 宮崎一郎 経営企画室長兼経理部担当

- (3) 2022年3月31日付で、取締役平野斉氏は林兼フーズ(株)の代表取締役社長に就任いたしました。  
 7. 当事業年度末日後に生じた役員の異動は、次のとおりであります。

- (1) 取締役の地位および担当の異動

2022年4月1日 専務取締役 三代健造 経営企画室担当兼総務部担当兼人事部担当

- (2) 取締役の担当の異動

2022年4月1日 専務取締役 岡本伸孝 食品事業部長  
 2022年4月1日 取 締 役 高田啓吾 飼料事業部長  
 2022年4月1日 取 締 役 宮崎一郎 経理部担当兼品質保証部担当  
 2022年4月1日 取 締 役 平野 斉 食品事業部副事業部長

## (2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、取締役（業務執行取締役等である者を除く）および監査役の全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。

### (3) 役員賠償責任保険契約の内容の概要

#### ①被保険者の範囲

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結することとしており、取締役および監査役の全員と当該保険契約を締結しております。

#### ②保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担することとしており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないことにより、役員の職務の執行の適正性が損なわれないように措置を講じております。

#### (4) 当事業年度に係る取締役および監査役の報酬等の額

##### ①取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針に関する事項

当社は、取締役会決議により取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を定めており、その概要は以下のとおりです。

当社の役員報酬制度は、会社業績や株主価値との連動性を高めることで、経営の透明性向上、企業競争力強化による業績向上につなげることを目的としております。

取締役の報酬は、月額報酬と賞与および中長期的なインセンティブとして付与する譲渡制限付株式報酬で構成しております。このうち月額報酬は、固定報酬である取締役報酬および代表報酬と、業績連動報酬である執行責任報酬の合計額としており、取締役報酬算出規則に基づき算出されます。

取締役報酬は取締役としての役割に対する報酬として役位に応じて定めた金額を、また、代表報酬は代表取締役としての役割に対する報酬として、それぞれ定額を支給するものです。

執行責任報酬は、社外取締役以外の取締役に対し、その業務執行に対する報酬として支給するものであり、取締役報酬算出規則の算出式に基づき、役位ごとに定める基準額に前事業年度の業績評価に応じた支給率を乗じて決定しております。業績評価の項目は、連結業績を基準とした共通業績と、各取締役の担当部門業績を基準とした個別業績で構成しておりますが、その指標と実績については、連結および個別の経常利益とし、それぞれ前事業年度の実績および当事業年度の予想数値に対する増減により評価点を算出しております。当該指標を採用した理由は、経常利益は財務活動を含めた企業の事業全体で経常的に得た利益を表すことから、取締役の会社業績への貢献度を報酬に反映させるための指標として適切であると判断したためです。なお、上記の指標に係る連結業績の実績については、「1. 企業集団の現況に関する事項 (5) 財産および損益の状況の推移」に記載のとおりです。

月額報酬の決定にあたっては、独立役員である社外取締役を委員長とするガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

賞与は、会社業績等に応じて株主総会の決議により決定することとしており、各取締役への配分額についてはガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

譲渡制限付株式報酬は、社外取締役または非常勤取締役を除く取締役に対する中長期的なインセンティブの付与として、譲渡制限付株式報酬規程により算出された取締役個人別の割当株式数を対象の取締役に交付するものです。当該報酬の決定にあたっては、ガバナンス委員会の答申に基づき、取締役会において決定することとしております。

### ②取締役および監査役の報酬等についての株主総会の決議に関する事項

取締役の月額報酬は、1985年6月28日開催の第46期定時株主総会の決議により決定した月額1,200万円の範囲内としており、当該決議時の取締役の員数は10名です。

譲渡制限付株式報酬は、2021年6月28日開催の第82期定時株主総会の決議により導入した制度であり、上記の月額報酬枠とは別枠で年額3,000万円および80,000株の範囲内で譲渡制限付株式を付与することとしており、当該決議時の取締役（社外取締役を除く）の員数は6名です。

監査役の月額報酬は、2006年6月27日開催の第67期定時株主総会の決議により決定した月額200万円の範囲内で監査役の協議により決定することとしており、当該決議時の監査役の員数は4名です。

### ③当該事業年度に係る取締役の個人別の報酬等の内容が当該方針に沿うものであると取締役会が判断した理由

当社においては、経営の透明性確保のために設置されたガバナンス委員会が、上記取締役報酬算出規則および譲渡制限付株式報酬規程に基づき算出された取締役の個人別の報酬等の内容について分析・評価を行い、取締役会に報酬案を答申し、その内容に基づき取締役会が決定することとしております。当該事業年度に係る取締役の報酬等はこの手続きに従い決定されたことから、当該報酬等は決定方針に沿うものであると判断しております。

④取締役および監査役の報酬等の総額等

役員区分	支給人数 (人)	報酬等の 総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額 (百万円)		
			基本報酬	業績連動 報酬等	非金銭 報酬等
取締役	9	125	93	15	16
監査役	4	19	19	—	—
合計 (うち社外役員)	13 (6)	144 (23)	112 (23)	15 (—)	16 (—)

(注) 非金銭報酬等である株式報酬は、株価変動のメリットとリスクを株主と共有し、株価上昇および企業価値向上への貢献意欲を高めることを目的とした譲渡制限付株式報酬です。本制度では、①譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役は、譲渡制限付株式の交付日から当社の取締役を退任する日までの間(以下、「譲渡制限期間」という)、当該対象取締役に割り当てられた譲渡制限付株式(以下、「本割当株式」という)につき、第三者に対して譲渡、質権の設定、譲渡担保権の設定、生前贈与、遺贈その他一切の処分行為をすることができない、②譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日の前日までに当社の取締役を退任した場合には、当社取締役会が正当と認める理由がある場合を除き、当社は本割当株式を無償で取得する、③譲渡制限付株式の割当てを受けた対象取締役が、譲渡制限期間の開始日以降、最初に到来する当社の定時株主総会の開催日まで継続して、当社の取締役の地位にあったことを条件として、本割当株式の全部につき、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する、等の条件が付されております。なお、当該株式の交付状況は「2. 会社の株式に関する事項 (6) 当事業年度中に職務執行の対価として会社役員に対して交付した株式の状況」に記載しております。

## (5) 社外役員に関する事項

### ① 重要な兼職先である他の法人等と当社との関係

社外取締役岩村修二氏の兼職先であるT & K法律事務所、株式会社リケン、キヤノン電子株式会社と当社の間には、重要な関係はございません。

社外取締役牟田実氏の兼職先である有限会社食と生活ラボと当社の間には、重要な関係はございません。

社外監査役桑原望氏の兼職先である桑原社会保険労務士事務所と当社の間には、重要な関係はございません。

### ② 主要取引先等特定関係事業者との関係

該当事項はございません。

### ③ 当事業年度における主な活動状況

地 位	氏 名	主な活動状況
取 締 役	岩 村 修 二	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、弁護士としての専門的見地から、主に当社の中長期的なコンプライアンス体制の構築・維持についての発言を行っております。
取 締 役	牟 田 実	当事業年度開催の取締役会14回全てに出席し、食品業界に関する豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
取 締 役	山 尾 哲 之	取締役就任後開催の取締役会10回全てに出席し、販売部門で活躍した経験と経営者としての豊富な知識から、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	山 本 昌 信	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、長年の金融機関勤務により培われた経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行うとともに、内部統制の整備・運用状況の改善・向上のための提言を積極的に行っております。
監 査 役	桑 原 望	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、社会保険労務士としての豊富な専門知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。
監 査 役	三田村 知 尋	当事業年度開催の取締役会14回全て、監査役会14回全てに出席し、財務・経理を始めとする管理部門の豊富な知識と経験に基づき、議案・審議等に必要な発言を適宜行っております。

#### 4. 会計監査人の状況

##### (1) 会計監査人の名称

清稜監査法人

##### (2) 会計監査人に対する報酬等

- ① 公認会計士法第2条第1項の監査業務の報酬 22百万円
- ② 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額 22百万円

(注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておりませんので、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、当事業年度監査計画における報酬単価、配員計画、業務内容、監査日数の見込み等の妥当性について検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

##### (3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社の都合による場合の他、会計監査人が継続してその職責を全うする上で重要な疑義を抱く事象が発生した場合には、監査役会の決議に基づき、解任または不再任に関する議案を株主総会に上程する方針です。

##### (4) 会計監査人が受けた過去2年間の業務停止の内容

該当事項はございません。

##### (5) 会計監査人と締結している責任限定契約の内容の概要

該当事項はございません。

##### (6) 当社の会計監査人以外の公認会計士または監査法人の当社の子会社の計算関係書類監査の状況

該当事項はございません。

##### (7) 当事業年度中に辞任した会計監査人に関する事項

該当事項はございません。

## 5. 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制

### (1) 取締役および使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社は、食品メーカーとして、安全・安心な製品の提供を最重要課題と認識し、以下の体制によりコンプライアンス経営を組織的かつ効率的に推進します。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針に基づき、代表取締役社長が繰り返しその精神を役職員に伝えることにより、法令遵守および社会倫理の実践を企業活動の前提とすることを徹底します。また、社外取締役により取締役会の監視機能の充実を図ります。
- ② 社内規程を整備するとともに、業務に関係する法令を遵守し、業務の適法性、適正性を確保するための体制を構築し、内部統制室において内部統制システムの整備・運用状況の評価を行い、毎月開催される内部統制委員会で結果を報告、審議し、一層の改善を図ります。
- ③ 内部統制室による継続的な職場研修など、従業員の遵法意識の啓発に努めます。
- ④ 業務上重要な法令に関する理解を深めるため、特定法令専任者制度に従い、法令ファイルの整備を義務付けて社内に公開し、従業員への周知徹底を図ります。
- ⑤ 法令や社内規程に違反する行為を早期発見し、是正するために内部通報制度として、「企業倫理相談窓口」を活用します。また、企業倫理規程に基づき、倫理委員等により企業倫理に関する社内情報の収集に努めるとともに、法令違反等の情報を得た場合には、定められた手順に従って連絡と事実調査を行い、必要に応じリスク管理委員会を開催して対処します。
- ⑥ 内部統制室が内部監査規程に基づき、業務が法令や社内規程に適合することを随時監査します。

### (2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

取締役の職務の執行に係る情報については、文書管理規程に基づき適切に保存・管理します。取締役および監査役は、常時これらの文書等を閲覧できるものとします。

### (3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

以下のとおり、リスク管理体制の強化を図ります。

- ① 当社の製品およびサービスに対するクレーム、天災、火災、その他事故、外部環境の急変、不祥事等が発生した非常時に適切かつ合理的に対処するため、リスク管理規程、リスク管理委員会規程、危機管理規程や品質管理規程等の社内規程に基づき危機管理・対処の体制を整備します。また、必要に応じて代表取締役社長を本部長とする対策本部を設置して対処します。
- ② 品質管理委員会を設置して品質管理の効率的運用と意識の高揚を図るとともに、クレームが発生した際には適切に対応できるよう、報告体制と行動基準を整備します。
- ③ 信用リスクに対しては、与信限度管理に関する規則に定める基準に従って与信管理を行うとともに、必要あるときに随時債権管理委員会を開催して債権全般の管理状況をチェックします。

#### **(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

取締役が職務を執行するにあたり、以下の経営管理体制により効率性を確保します。

- ① 中期経営計画および年度計画に基づき、事業部別に予算を策定し、予算・実績管理を実施して、毎月の業績報告会において報告・審議します。
- ② 取締役会規程および稟議規程により取締役会に付議すべき事項を定め、事前に議題に関する十分な資料を配布することにより、効率的に業務を執行します。
- ③ 業務分掌規程および職務権限規程に基づき、適正に権限を委譲し、経営方針に従って効率的に業務を遂行します。

#### **(5) 当社および子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

以下のとおり、当社グループ各社における業務の適正を確保します。

- ① 定期的に行われる関係会社業績報告会およびグループ経営会議において子会社からの業務報告を受けるものとします。
- ② 子会社における損失の危険を把握した場合、その内容と程度、当社グループへの影響等について当社の取締役会および担当部署に報告します。
- ③ 子会社を指導および育成するための管理手続きを定めた関係会社管理規程により、子会社を管理します。また、子会社において経営上重要な事項を決定する場合には、各子会社の稟議規程に基づき、当社が事前協議を行うことで、効率的な業務執行を確保します。
- ④ 当社の内部統制室により、当社および子会社の業務が法令や社内規程に適合することを監査します。また、当社および子会社の取締役を対象とした倫理研修を定期的実施します。

#### **(6) 監査役会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項、当該使用人の取締役からの独立性に関する事項、当該使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項**

- ① 監査役会より職務を補助する使用人を置くことを求められた場合は、適宜、専任または兼任による使用人を置くこととします。
- ② 監査役会の職務執行を補助する使用人の職務については取締役の指揮命令を受けないものとし、その任命、異動、懲戒、人事考課については、監査役会の同意を必要とすることとします。

#### **(7) 当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告するための体制その他の当社監査役会または当社監査役への報告に関する体制、報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制**

当社および子会社の取締役および使用人等が当社監査役会または当社監査役に報告すべき事項を下記のとおり定め、遅滞なく報告するものとし、報告の方法（報告者、報告受領者、報告時期等）については、取締役と監査役会との協議により決定します。また、報告者に対し、当該報告をしたことを理由として不利益な取扱いを行いません。

- ① 当社および当社グループに著しい損害を及ぼす恐れのある事実
- ② 当社および当社グループの経営・業績に影響を及ぼす重要な事項

- ③ 内部統制室が実施した内部監査の結果
- ④ 企業倫理相談窓口への通報の状況
- ⑤ その他コンプライアンスに関する重要事項
- ⑥ その他取締役と監査役会との協議で定めた事項

#### (8) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- ① 監査役会と代表取締役とは定期的に意見交換会を設定します。
- ② 監査役と内部統制室長は常に情報の共有を図り、緊密な連携をとることとします。
- ③ 監査役の職務の執行について生ずる費用は会社が支払うものとします。また、監査役会は、必要に応じて、会社の費用で弁護士、公認会計士等に相談することができることとします。

#### (9) 反社会的勢力排除に向けた基本方針

- ① 反社会的勢力に対しては毅然とした態度で対応し、一切の関係を持ちません。
- ② 反社会的勢力からの接触には、総務部総務課を統括部署として組織的に対応し、不当な要求には断固として応じません。
- ③ 反社会的勢力への対応にあたっては、警察や外部専門機関と積極的に連携して対処します。

#### (10) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

当社は、上記(1)～(9)に記載のとおり、業務の適正を確保するための体制が有効に機能するための体制整備とその適切な運用に努めております。その運用状況の概要は以下のとおりです。

- ① 企業倫理に関する行動憲章・行動指針については、社内各所への掲示、社内集会での唱和を通じ、従業員が従うべき行動準則として広く浸透し遵守されております。
- ② 常勤取締役を委員とする内部統制委員会を毎月開催し、当社グループの内部統制システムの整備・運用を継続的に推し進め、統治機能の強化に努めております。
- ③ 「企業倫理相談窓口」に内部通報があった場合には、内部統制室から関連部門への調査、是正策の立案・実施の指示がなされております。また、顕在化した問題には常勤取締役が委員を務めるリスク管理委員会が迅速かつ適切に対処しております。
- ④ 取締役・監査役の職務執行が効率的に行われるために必要とされる情報や資料については、関連する部門より適宜取締役・監査役に提供されております。
- ⑤ 子会社の内部統制システムの整備・運用状況の評価については、各子会社の代表者が書面にて内部統制室に報告し、内部統制委員会で審議しております。また、各子会社には毎月の事業報告においてリスク報告を義務付けるとともに、内部通報者保護規程を設けて内部通報者が不利益な取扱いを受けないための体制を整備しております。
- ⑥ 内部統制室における内部監査・内部統制監査の結果および業務執行上の問題点などについて、適宜取締役や監査役へ報告がなされております。

(注) 本事業報告中の記載金額は、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 貸 借 対 照 表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>13,385,341</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>11,021,209</b>
現金及び預金	1,952,350	買掛金	2,284,251
受取手形	88,723	短期借入金	6,459,174
売掛金	4,172,816	リース債	347,099
商品及び製品	2,103,667	未払法人税等	37,515
仕掛品	2,152,107	契約負債	143,764
原材料及び貯蔵品	2,077,465	賞与引当金	251,590
その他	884,874	資産除去債務	111,400
貸倒引当金	△46,663	その他	1,386,413
<b>固 定 資 産</b>	<b>13,107,110</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>5,703,056</b>
<b>有形固定資産</b>	<b>8,758,371</b>	長期借入金	1,839,478
建物及び構築物	2,852,745	リース債	1,824,062
機械装置及び運搬具	831,262	繰延税金負債	247
土地	3,037,357	退職給付に係る負債	1,885,531
リース資産	1,901,587	その他	153,736
建設仮勘定	37,265		
その他	98,153	<b>負 債 合 計</b>	<b>16,724,265</b>
<b>無形固定資産</b>	<b>14,221</b>	純 資 産 の 部	
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,334,517</b>	<b>株 主 資 本</b>	<b>8,858,339</b>
投資有価証券	3,600,354	資 本 金	3,415,020
破産更生債権等	1,213,656	資 本 剰 余 金	6,617
繰延税金資産	377,282	利 益 剰 余 金	5,515,080
その他	117,843	自 己 株 式	△78,377
貸倒引当金	△974,619	その他の包括利益累計額	909,846
<b>資 産 合 計</b>	<b>26,492,452</b>	その他有価証券評価差額金	876,327
		繰延ヘッジ損益	7,771
		退職給付に係る調整累計額	25,747
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>9,768,186</b>
		<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>26,492,452</b>

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連 結 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売上高	40,389,160
売上原価	34,531,183
売上総利益	5,857,977
販売費及び一般管理費	5,129,542
営業利益	728,435
営業外収入	97,845
受取配当金	39,372
設備貸戻	45,507
保険解約戻金	157,986
その他	340,711
営業外費用	126,199
支払利息	26,749
その他	152,949
経常利益	916,197
特別利益	17,661
固定資産売却益	20,719
投資有価証券売却益	119,742
関係会社株式売却益	42,132
のれん発生益	200,255
特別損失	17,660
固定資産除却損	32,171
投資有価証券評価損	1,653
その他	51,485
税金等調整前当期純利益	1,064,967
法人税、住民税及び事業税	250,179
法人税等調整額	57,209
当期純利益	757,578
非支配株主に帰属する当期純利益	49,746
親会社株主に帰属する当期純利益	707,832

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	3,415,020	8,971	4,966,590	△66,979	8,323,602
会計方針の変更による累積的影響額			△16,175		△16,175
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,415,020	8,971	4,950,414	△66,979	8,307,427
当 期 変 動 額					
剰余金の配当			△132,157		△132,157
親会社株主に帰属する当期純利益			707,832		707,832
連結範囲の変動			△11,009		△11,009
自己株式の取得				△30,455	△30,455
自己株式の処分		△2,354		19,056	16,702
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）					—
当期変動額合計	—	△2,354	564,665	△11,398	550,912
当 期 末 残 高	3,415,020	6,617	5,515,080	△78,377	8,858,339

	その他の包括利益累計額					非 支 配 株 主 持 分	純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	繰 延 損	ヘ ッ ジ 益	退 職 給 付 に 係 る 調 整 累 計 額	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額 合 計		
当 期 首 残 高	978,115		3,780	22,945	1,004,841	911,116	10,239,560
会計方針の変更による累積的影響額							△16,175
会計方針の変更を反映した当期首残高	978,115		3,780	22,945	1,004,841	911,116	10,223,384
当 期 変 動 額							
剰余金の配当							△132,157
親会社株主に帰属する当期純利益							707,832
連結範囲の変動							△11,009
自己株式の取得							△30,455
自己株式の処分							16,702
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）	△101,788		3,991	2,802	△94,994	△911,116	△1,006,110
当期変動額合計	△101,788		3,991	2,802	△94,994	△911,116	△455,198
当 期 末 残 高	876,327		7,771	25,747	909,846	—	9,768,186

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 貸借対照表

(2022年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
<b>流 動 資 産</b>	<b>12,480,393</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>10,809,713</b>
現金及び預金	1,487,996	買掛金	2,533,081
受取手形	88,723	短期借入金	5,920,000
売掛金	4,628,225	1年内返済予定の長期借入金	460,980
商品及び製品	2,086,307	リース債	315,827
仕掛品	1,119,320	未払金	1,014,185
原材料及び貯蔵品	2,025,311	未払費用	150,973
前渡金	441,219	未払法人税等	24,830
前払費用	22,147	契約負債	143,764
その他引当金	627,843	預り金	38,762
貸倒引当金	△46,701	賞与引当金	206,120
<b>固 定 資 産</b>	<b>11,645,827</b>	その他	1,186
<b>有形固定資産</b>	<b>7,283,592</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>4,607,223</b>
建物	1,998,889	長期借入金	904,600
構築物	101,201	リース負債	1,684,091
機械及び装置	739,735	退職給付引当金	1,869,195
車両運搬具	3,193	その他	149,336
工具、器具及び備品	24,348	<b>負 債 合 計</b>	<b>15,416,937</b>
土地	2,640,916	純 資 産 の 部	
リース資産	1,750,062	<b>株 主 資 本</b>	<b>7,864,373</b>
建設仮勘定	25,245	資 本	3,415,020
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>10,701</b>	資本剰余金	3,635
商標	858	その他資本剰余金	3,635
ソフトウェア	9,334	<b>利 益 剰 余 金</b>	<b>4,523,795</b>
電話加入権	508	利益準備金	57,732
<b>投資その他の資産</b>	<b>4,351,533</b>	その他利益剰余金	4,466,063
投資有価証券	2,869,147	繰越利益剰余金	4,466,063
関係会社株	798,040	<b>自 己 株 式</b>	<b>△78,077</b>
出資	30,735	評価・換算差額等	844,910
破産更生債権等	1,213,656	その他有価証券評価差額金	837,138
長期前払費用	8,724	繰延ヘッジ損益	7,771
繰延税金資産	329,934	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>8,709,283</b>
その他引当金	△974,619	<b>負 債 及 び 純 資 産 合 計</b>	<b>24,126,220</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>24,126,220</b>		

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		39,629,888
売 上 原 価		35,171,765
売 上 総 利 益		4,458,122
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		4,050,256
営 業 利 益		407,865
営 業 外 収 益		
受 取 配 当 金	88,647	
設 備 賃 貸 料	54,150	
受 取 家 賃	28,041	
そ の 他	80,658	251,497
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	106,339	
設 備 賃 貸 費 用	17,228	
そ の 他	15,887	139,455
経 常 利 益		519,907
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	17,147	
関 係 会 社 株 式 売 却 益	384,293	
そ の 他	20,719	422,160
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	14,892	14,892
税 引 前 当 期 純 利 益		927,176
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	135,035	
法 人 税 等 調 整 額	△9,613	125,422
当 期 純 利 益		801,753

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2021年4月1日から  
2022年3月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		
		そ の 他 資本剰余金	資本剰余金 合 計	利益準備金	そ の 他 利益剰余金 繰越利益 剰 余 金	利益剰余金 合 計
当 期 首 残 高	3,415,020	5,989	5,989	44,516	3,828,799	3,873,315
会計方針の変更による累積的影響額					△19,116	△19,116
会計方針の変更を反映した当期首残高	3,415,020	5,989	5,989	44,516	3,809,683	3,854,199
当 期 変 動 額						
剰余金の配当				13,215	△145,373	△132,157
当期純利益					801,753	801,753
自己株式の取得						
自己株式の処分		△2,354	△2,354			
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)						
当期変動額合計	—	△2,354	△2,354	13,215	656,380	669,596
当 期 末 残 高	3,415,020	3,635	3,635	57,732	4,466,063	4,523,795

	株 主 資 本		評 価 ・ 換 算 差 額 等			純資産合計
	自 己 株 式	株主資本合計	そ の 他 有 価 証 券 評価差額金	繰延ヘッジ 損 益	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△66,679	7,227,646	884,764	3,780	888,544	8,116,191
会計方針の変更による累積的影響額		△19,116				△19,116
会計方針の変更を反映した当期首残高	△66,679	7,208,530	884,764	3,780	888,544	8,097,074
当 期 変 動 額						
剰余金の配当		△132,157				△132,157
当期純利益		801,753				801,753
自己株式の取得	△30,455	△30,455				△30,455
自己株式の処分	19,056	16,702				16,702
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△47,626	3,991	△43,634	△43,634
当期変動額合計	△11,398	655,843	△47,626	3,991	△43,634	612,208
当 期 末 残 高	△78,077	7,864,373	837,138	7,771	844,910	8,709,283

(注) 金額の表示については、表示単位未満の端数を切り捨てて表示しております。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

林兼産業株式会社  
取締役会 御中

清稜監査法人  
大阪事務所

代表社員	公認会計士	石井 和也
業務執行社員		
業務執行社員	公認会計士	岸田 忠郎
業務執行社員	公認会計士	刃野 貴志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、林兼産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、林兼産業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告書謄本

## 独立監査人の監査報告書

2022年5月16日

林兼産業株式会社  
取締役会 御中

清稜監査法人  
大阪事務所

代表社員	公認会計士	石井 和也
業務執行社員	公認会計士	岸田 忠郎
業務執行社員	公認会計士	郊野 貴志

### 監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、林兼産業株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

### 計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

### 計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業的前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業的前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査役会の監査報告書謄本

### 監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第83期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

#### 1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
  - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所に関して業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
  - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
  - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

#### 2. 監査の結果

##### (1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稜監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月17日

林兼産業株式会社	監査役会	
常任監査役（常勤）	山本昌信	Ⓜ
監査役	川崎哲彦	Ⓜ
監査役	桑原望	Ⓜ
監査役	三田村知尋	Ⓜ

(注) 監査役山本昌信、桑原望及び三田村知尋は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以上

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 剰余金の処分の件

当社の配当政策は、株主の皆様への適切な利益還元を経営の最重要施策の一つとして位置付け、業績に応じた適切な利益配分を行うことを基本としております。また、長期的な企業業績向上を目指し、設備投資に備えるための内部留保の充実を重視し、有効に投資したいと考えております。

当期の配当につきましては、上記方針に基づき、当期の業績等を勘案して以下のとおりいたしたいと存じます。

1. 配当財産の種類  
金銭といたします。
2. 配当財産の割当てに関する事項およびその総額  
当社普通株式1株につき金15円 配当総額131,892,150円
3. 剰余金の配当が効力を生じる日  
2022年6月28日

## 第2号議案 定款一部変更の件

### 1. 提案の理由

- (1) 当社の家畜魚類診療所における魚病診断業務を拡充し、養殖業界の発展に貢献することを目的として、新たに養殖魚用医薬品の販売事業（正式名称は「動物用医薬品卸売販売業」）を始めることといたしました。これに伴い、事業目的にその旨を追加するものです。
- (2) 「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものです。
- ① 変更案第16条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものです。
  - ② 変更案第16条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものです。
  - ③ 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第16条）は不要となるため、これを削除するものです。
  - ④ 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものです。

### 2. 変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更部分を示します。）

現行定款	変更案
(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。	(目的) 第2条 当社は、次の事業を営むことを目的とする。
(1)～(5) (省略) (新設)	(1)～(5) (現行どおり)
(6) 船舶の所有、観光娯楽施設および不動産の売買、貸借ならびに管理運営	<u>(6) 医薬品の研究、開発、製造、販売および輸出入</u>
(7) 前各号の目的遂行に必要な事業に対する投資	<u>(7) 船舶の所有、観光娯楽施設および不動産の売買、貸借ならびに管理運営</u>
(8) 前各号に附帯する一切の事業	<u>(8) 前各号の目的遂行に必要な事業に対する投資</u>
	<u>(9) 前各号に附帯する一切の事業</u>

現 行 定 款	変 更 案
<p data-bbox="158 173 743 234">(株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供)</p> <p data-bbox="158 238 743 551"><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。</p> <p data-bbox="415 586 491 619">(新設)</p>	<p data-bbox="1020 173 1096 204">(削除)</p> <p data-bbox="778 586 1005 619">(電子提供措置等)</p> <p data-bbox="763 624 1348 756"><u>第16条</u> 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、<u>電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p data-bbox="824 793 1348 997">② 当社は、<u>電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部または一部について、議決権の基準日までに書面交付請求した株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>

現行定款	変更案
(新設)	<p>(附則)</p> <p><u>第1条</u> 現行定款第16条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除および変更案第16条（電子提供措置等）の新設は、会社法の一部を改正する法律（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定の施行の日である2022年9月1日（以下「施行日」という）から効力を生ずるものとする。</p> <p><u>第2条</u> 前条の規定にかかわらず、施行日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、現行定款第16条はなお効力を有する。</p> <p><u>第3条</u> 本附則は、施行日から6か月を経過した日または前条の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</p>

### 第3号議案 取締役9名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役全員（9名）は任期満了となります。  
つきましては、取締役9名の選任をお願いいたしたいと存じます。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
1	なか 中 (1968年8月5日生)	べ てつ じ 部 哲 二	1994年4月 当社入社 2008年5月 当社総合企画室部長 2008年6月 当社取締役開発部担当 2010年6月 当社常務取締役経営企画室担当 2011年4月 当社常務取締役飼料事業部長兼経営 企画室担当 2014年4月 当社専務取締役経営企画室担当兼東 京支社担当兼事業改革担当 2016年6月 当社専務取締役管理本部長兼品質保 証部担当 2018年1月 当社専務取締役水産食品事業部長兼 開発部担当 2018年6月 当社専務取締役飼料事業部長 2019年6月 当社代表取締役副社長経営企画室担当 2020年4月 当社代表取締役社長 現在に至る (重要な兼職の状況) (株)恵比須商会取締役会長	156,020株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社の株式の数
2	み しろ けん ぞう 三 代 健 造 (1965年10月2日生)	1991年4月 当社入社 2010年4月 当社飼料事業部研究開発部長 2011年2月 当社飼料事業部水産営業部長兼研究開発部長 2018年4月 当社飼料事業部副事業部長 2018年6月 当社取締役飼料事業部副事業部長 2019年6月 当社取締役飼料事業部長 2021年4月 当社常務取締役飼料事業部長 2022年4月 当社専務取締役経営企画室担当兼総務部担当兼人事部担当 現在に至る (重要な兼職の状況) (有)桜林養鰻代表取締役社長	6,882株
3	いわ むら しゅう じ 岩 村 修 二 (1949年9月16日生)	1976年4月 検事任官 (福岡地方検察庁) 2000年4月 東京地方検察庁特別公判部長 2002年10月 東京地方検察庁特別捜査部長 2003年12月 松山地方検察庁検事正 2005年1月 最高検察庁検事 2006年6月 東京地方検察庁次席検事 2007年10月 最高検察庁刑事部長 2008年7月 東京地方検察庁検事正 2010年6月 仙台高等検察庁検事長 2011年8月 名古屋高等検察庁検事長 2012年10月 弁護士登録 (第一東京弁護士会) 現在に至る 2018年6月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) T & K 法律事務所弁護士 (株)リケン社外取締役(監査等委員) キヤノン電子(株)社外監査役	0株

候補者 番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
4	む た みのる 牟 田 実 (1953年11月15日生)	1977年 4 月 (株)東食 (現カーギルジャパン合同会社) 入社 1998年 9 月 シダックス(株)入社 シダックスシーアンドブイ(株)サービス企画室長 (出向) 2000年 4 月 シダックスアイ(株)執行役員 2003年 1 月 同社取締役 2006年 4 月 (有)食と生活ラボ取締役社長 現在に至る 2018年 6 月 当社取締役 現在に至る (重要な兼職の状況) (有)食と生活ラボ取締役社長	3,775株
5	やま お てつ ゆき 山 尾 哲 之 (1954年 6 月 9 日生)	1979年 4 月 寺岡ハカリ(株) (現(株)テラオカ) 入社 2005年 1 月 同社事業統括部長 2011年 3 月 同社取締役流通システム部担当 2013年 3 月 同社常務取締役営業本部長 2015年 1 月 同社代表取締役社長 2020年 1 月 同社顧問 2021年 6 月 当社取締役 現在に至る	477株
6	たか た けい ご 高 田 啓 吾 (1963年 7 月 1 日生)	1988年 4 月 当社入社 2011年 4 月 当社経営企画室長 2017年 6 月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長 2018年 1 月 当社取締役管理本部長兼経営企画室長兼品質保証部担当 2018年 4 月 当社取締役管理本部長兼経営企画室担当兼品質保証部担当 2019年 6 月 当社取締役管理本部長兼品質保証部担当 2021年 4 月 当社取締役総務部担当兼人事部担当兼品質保証部担当 2022年 4 月 当社取締役飼料事業部長 現在に至る	8,639株

候補者番号	ふり 氏 (生 年 月 日) がな 名 (日)	略 歴、 地 位、 担 当 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数
7	みや ざき いち ろう 宮 崎 一 郎 (1966年7月3日生)	1989年4月 当社入社 2005年2月 当社経理部長 2007年4月 当社経営管理部長 2009年1月 当社管理本部総務部長 2009年7月 当社管理本部経理部長 2018年4月 当社経営企画室長 2020年6月 当社取締役経営企画室長 2021年4月 当社取締役経営企画室長兼経理部担 当 2022年4月 当社取締役経理部担当兼品質保証部 担当 現在に至る	5,774株
8	ひら の ひとし 平 野 斉 (1961年7月22日生)	1986年4月 当社入社 2013年8月 当社水産食品事業部機能食品部長 2020年4月 当社水産・機能食品事業部水産加工 食品部長 2021年4月 当社機能・食品事業部副事業部長兼 食品マーケティング部長 2021年6月 当社取締役機能・食品事業部副事業 部長兼食品マーケティング部長 2022年4月 当社取締役食品事業部副事業部長 現在に至る  (重要な兼職の状況) 林兼フーズ(株)代表取締役社長	5,577株
9	※ あ べ かつ ひこ 安 部 克 彦 (1974年3月30日生)	2000年4月 (株)ベニレイ入社 2013年9月 (株)ローソン入社 2018年1月 トライデント・シーフード・アジア ・インク日本支社入社 2018年4月 トライデント・シーフード・アジア ・インク日本支社Director (部長) 2020年2月 ウォーターベアーズ(株)代表取締役社 長 現在に至る  (重要な兼職の状況) ウォーターベアーズ(株)代表取締役社長	0株

(注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。

2. 責任限定契約の概要

当社は、岩村修二、牟田実および山尾哲之の各氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。各氏の再任が承認された場合、当社は各氏との間の上記責任限定契約を継続する予定であります。

3. 役員賠償責任保険契約

(1) 被保険者の範囲

当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定であり、本議案が原案どおり承認され、就任した場合には、各候補者は当該保険契約の被保険者となります。

(2) 保険契約の内容の概要

当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされています。ただし、贈収賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担することとしており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないこととされています。なお、各候補者の任期中である2022年6月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

4. 岩村修二、牟田実、山尾哲之の各氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所が指定を義務付ける一般株主と利益相反が生じるおそれのない独立役員の候補者であります。

5. 社外取締役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。

候補者とした理由および期待される役割等

①岩村修二氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

同氏は、東京地方検察庁特別捜査部長や高等検察庁検事長などを歴任し、法曹界において豊富な経験を有しております。その専門的見地と高い見識から当社グループの経営に適切な助言と提言をいただいております。今後も十分な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。

②牟田実氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって4年となります。

同氏は、食品商社で培った食品業界に関する豊富な知識と、シダックスグループの取締役として経営に参画した経験を有しております。これらの知識と経験から当社グループの事業に関して適切かつ有益な助言をいただいております。今後も十分な役割を果たすことが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。

③山尾哲之氏を候補者とした理由

同氏は、現在、当社の社外取締役に在任中であり、その在任期間は本総会終結の時をもって1年となります。

同氏は、(株)テラオカにおいて主に販売部門で活躍した経験と、経営者としての豊富な知識を有しております。こうした知識と経験から当社グループの事業に関して適切かつ有益な助言をいただくことが期待されることから、社外取締役候補者いたしました。

6. ※は新任の候補者であります。

#### 第4号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役山本昌信氏は任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案の提出につきましては、監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

ふり 氏 (生 年 月 日)	がな 名 日)	略 歴、 地 位 お よ び 重 要 な 兼 職 の 状 況	所有する当社 の株式の数				
※ なか 中	しま 嶋	かず 一	たか 貴				0株
(1961年2月28日生)		1984年4月 (株)山口銀行入行 2002年6月 同行船木支店長 2005年4月 同行平和通支店長 2007年4月 同行個人営業部室長 2008年4月 同行営業推進部副部長 2009年6月 同行長崎支店長 2011年4月 同行事務管理部部長 2013年6月 (株)北九州銀行八幡支店長 2015年6月 同行取締役 2019年6月 同行取締役執行役員 2021年6月 同行取締役常務執行役員 2022年4月 同行取締役					
		現在に至る					

- (注) 1. 候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 責任限定契約の概要  
中嶋一貴氏の選任が承認された場合、当社は同氏との間で会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結する予定であり、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、金100万円と法令の定める最低限度額のいずれか高い額となります。
3. 役員賠償責任保険契約
- (1) 被保険者の範囲  
当社は、役員が職務の遂行にあたり、期待される役割を十分に発揮できるようにするとともに、有用な人材を迎えることができるよう、取締役、監査役ならびに退任後の役員およびその相続人を被保険者として、会社法第430条の3に規定する役員賠償責任保険（D&O保険）契約を締結する予定であります。中嶋一貴氏の選任が承認された場合、同氏は当該保険契約の被保険者となります。
- (2) 保険契約の内容の概要  
当該保険契約では、被保険者である役員がその職務の執行に関し責任を負うこと、または、当該責任の追及に係る請求を受けることによって被保険者が被る損害賠償金や訴訟費用等を補償することとされています。ただし、贈賄などの犯罪行為や意図的に違法行為を行った役員自身の損害等は補償されない等、一定の免責事由があります。保険料は特約部分も含め会社が全額負担することとしており、被保険者の実質的な保険料負担はありません。当該保険契約には免責額の定めを設けており、当該免責金額までの損害については補償の対象としないこととされています。なお、中嶋一貴氏の任期途中である2022年6月30日に当該保険契約を更新する予定であります。

4. 中嶋一貴氏は、社外監査役候補者であります。
5. 社外監査役候補者に関する特記事項は以下のとおりであります。
  - (1) 候補者の独立性について  
中嶋一貴氏は、過去10年間において、当社の特定関係事業者（主要な取引先）である(株)山口銀行の業務執行者となったことがあります。
  - (2) 候補者とした理由および期待される役割等  
中嶋一貴氏は、(株)山口銀行における財務および会計に関する長年の実務経験に加え、(株)北九州銀行においては取締役として経営の経験も有しております。その豊富な経験や幅広い知識を当社の監査体制に反映していただくことが期待できることから、社外監査役候補者といたしました。
6. ※は新任の候補者であります。

以上

【ご参考】第3号議案（取締役選任議案）、第4号議案（監査役選任議案）承認可決後の取締役会および監査役会のスキルマトリックス

	役職	社外役員	独立役員	全般	食品・飼料業界での専門性			属性・経験など			
				企業経営	マーケティング・営業	製造・開発	グローバル経験	財務・ファイナンス	法務	人事・労務	ESG・サステナビリティ
中部 哲二	代表取締役社長			●	●						●
三代 健造	専務取締役			●		●	●				
岩村 修二	取締役	○	◎						●	●	●
牟田 実	取締役	○	◎	●	●						●
山尾 哲之	取締役	○	◎	●	●	●					
高田 啓吾	取締役			●				●		●	
宮崎 一郎	取締役			●				●			●
平野 斉	取締役			●	●		●				
安部 克彦	取締役			●	●	●					
中嶋 一貴	常任監査役	○		●				●			●
川崎 哲彦	監査役			●	●	●					
桑原 望	監査役	○	◎						●	●	●
三田村 知尋	監査役	○		●				●			●

※上記一覧表においては、各役員が有する代表的なスキルを上位3つまでに限定して記載しております。



MEMO



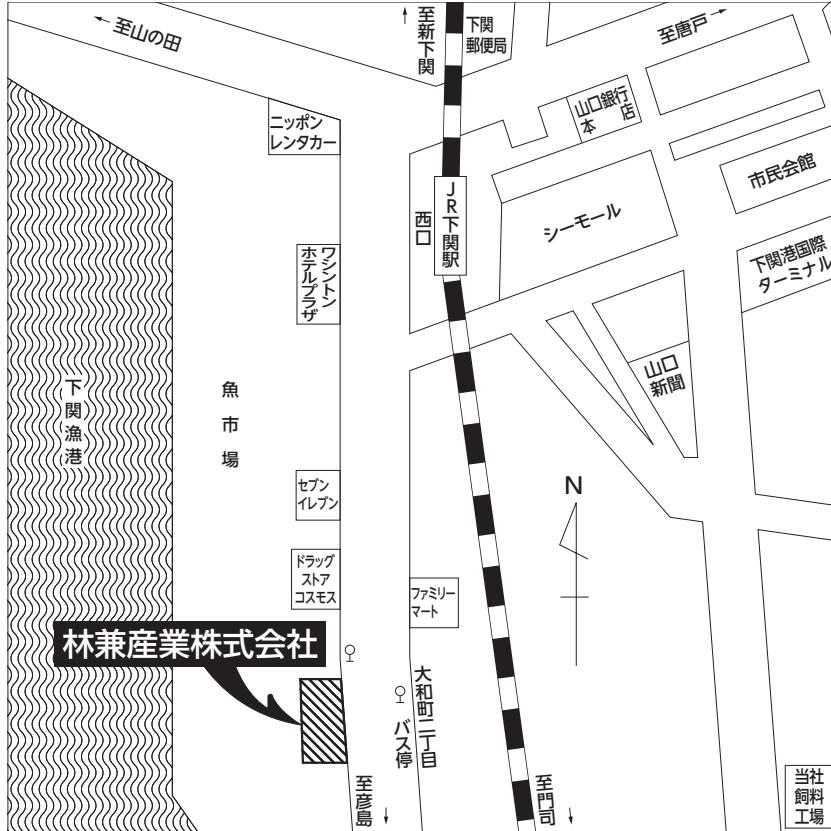


MEMO



# 株主総会会場ご案内図

会 場 林兼産業株式会社本店 4階ホール  
山口県下関市大和町二丁目4番8号



交通のご案内 JR下関駅 西口より徒歩15分  
サンデン交通(バス)大和町二丁目バス停下車

- ◎新型コロナウイルス感染防止の対応につきましては、2ページをご確認くださいませようお願い申し上げます。
- ◎株主総会に来場できない株主様との公平性を勘案し、お土産の配布はしていません。

UD FONT

見やすく読みまちがえにくい  
ユニバーサルデザインフォント  
を採用しています。



環境にやさしい  
植物油インキを  
使用しています。

